

三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン新旧対照表

ページ番号	現行				改訂後							
7	三重県土採取規制条例	土の採取区域	土の採取に伴う災害を防止するため、土の採取を行う場合に許可が必要となる場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域	三重県土採取規制条例	土の採取区域	土の採取に伴う災害を防止するため、土の採取を行う場合に許可が必要となる場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域				
8	漁港漁場整備法	漁港区域	工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域	漁港漁場整備法	漁港区域	工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域				
9	砂防法(砂防指定地等管理条例)	砂防指定地	土砂災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要となる場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域	砂防法(砂防指定地等管理条例)	砂防指定地	土砂災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要となる場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域				
									要措置区域	土壌汚染の採取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域であるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域	
9	地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべりを防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要となる場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域	地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべりを防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要となる場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域				
									急傾斜地崩壊防止法	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域	
10	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	埋立て等区域	土砂等の埋立て等に対して災害の未然防止及び生活環境の保全を図るため、土砂等の埋立て等を行う場合、許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	埋立て等区域	土砂等の埋立て等に対して災害の未然防止及び生活環境の保全を図るため、土砂等の埋立て等を行う場合、許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域				
19	自然公園法(三重県立自然公園条例)	整備箇所が、自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)内であれば、以下の手続きが必要ですが、特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置等をする場合、許可が必要です。・普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。(三重県立自然公園) http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/00062271.pdf (三重県立自然公園) http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04809001255.htm	許可又は届出	各地域の三重県農林水産事務所 森林・林業室 (四日市) 059-352-0655 (津) 059-223-5085 (松阪) 0598-50-0568 (伊勢) 0596-27-5182 (尾鷲) 0595-24-8143 (尾鷲) 0597-23-3502 (熊野) 0597-89-6134	自然公園法(三重県立自然公園条例)	整備箇所が、自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)内であれば、以下の手続きが必要ですが、特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置等をする場合、許可が必要です。・普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。(三重県立自然公園) http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/00062271.pdf (三重県立自然公園) http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04809001255.htm	許可又は届出	各地域の三重県農林水産事務所 森林・林業室 (四日市) 059-352-0655 (津) 059-223-5085 (松阪) 0598-50-0568 (伊勢) 0596-27-5182 (尾鷲) 0595-24-8143 (尾鷲) 0597-23-3502 (熊野) 0597-89-6134				
									自然環境保全地域(自然環境保全法で指定するもの)内で開発行為を行う場合は、法に基づく手続きが必要です。	許可又は届出	中部地方環境事務所 052-955-2130	
4	自然環境保全法(三重県自然環境保全条例)	1ヘクタールを超える自然地(樹林地、農地、湿地等)が含まれた開発行為を行う場合は、条例に基づき届出が必要となります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm	届出	0597-23-3502 (熊野) 0597-89-6134	自然環境保全法(三重県自然環境保全条例)	1ヘクタールを超える自然地(樹林地、農地、湿地等)が含まれた開発行為を行う場合は、条例に基づき届出が必要となります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm	届出	0597-23-3502 (熊野) 0597-89-6134				
									開発(事前調査を含む。)に伴い、三重県指定希少野生動物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷(以下捕獲等)を行います。・普通地域でハネル面積が200㎡を超える開発行為を行う場合は届出が必要です。	許可又は届出	中部地方環境事務所 052-955-2130	
5	森林法	保安林・開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm	許可	059-224-2573	森林法	保安林・開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm	指定の解除	059-224-2573				
									開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が1haを超える場合は、林地開発許可が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm	許可	三重県農林水産部 都市政策課 059-224-2573	
12	景観法(三重県景観づくり条例)	①右記9市の景観計画に基づく手続きについては、別途該当市の景観法所管課にお尋ねください。 ②以下の項目に該当する場合は、三重県景観計画に基づく手続きが必要です。ただし、熊野川流域景観計画の区域においては、規模に関わらず届出が必要となります。 ・工作物の新設、増設、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(太陽光発電施設については、高さ13mを超えるもの又は太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの。擁壁、さく、堀については、高さ5m超かつ長さ10mを超えるもの。)。 ・開発行為又は土地の開墾その他土地の形状の変更(行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡超、又は行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ5m超かつ長さ10m超)。 ・建築物の新設、増設、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの) http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/p0016000009.htm	届出	①桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、志摩市、鳥羽市、伊賀市 ②上記以外の市町 三重県農林水産部 都市政策課 ②059-224-2748	景観法(三重県景観づくり条例)	①右記10市の景観計画に基づく手続きについては、別途該当市の景観法所管課にお尋ねください。 ②以下の項目に該当する場合は、三重県景観計画に基づく手続きが必要です。ただし、熊野川流域景観計画の区域においては、規模に関わらず届出が必要となります。 ・工作物の新設、増設、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(太陽光発電施設については、高さ13mを超えるもの又は太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの、擁壁、さく、堀については、高さ5m超かつ長さ10mを超えるもの。)。 ・開発行為又は土地の開墾その他土地の形状の変更(行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡超、又は行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ5m超かつ長さ10m超)。 ・建築物の新設、増設、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの) http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/p0016000009.htm	届出	①桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、志摩市、鳥羽市、伊賀市 ②上記以外の市町 三重県農林水産部 都市政策課 ②059-224-2748				
									開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超える場合は、林地開発許可が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm	許可	三重県農林水産部 都市政策課 059-224-2573	
15	都市緑地法	緑地保全地域では、建築物その他の工作物の新築等を行う場合は届出が必要です。また、特別緑地保全地区では、許可が必要となります。	許可	059-224-2718	都市緑地法	緑地保全地域では、建築物その他の工作物の新築等を行う場合は届出が必要です。また、特別緑地保全地区では、許可が必要となります。 (R5.3.31時点で国からの緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はありませんでした。なお、今後指定される可能性があります。)	許可又は届出	059-224-2718				
26	土壌汚染対策法(三重県生活環境の保全に関する条例)	3,000㎡以上の土地の形状を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要となります。ただし、次のいずれにも該当しない土地の形状の変更については、届出は不要となります。 ① 土壌を当該土地の形状の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること ② 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形状の変更を行うこと ③ 土地の形状の変更に係る部分の深さが50cm以上であること なお、届出された土地において、特定有害物質による汚染のおそれがあると認められるときは、土壌汚染対策法第4条第2項に基づき、当該土地の汚染の状況について調査命令がかかります。 また、3,000㎡以上の土地の形状を変更しようとするときは、三重県生活環境の保全に関する条例第7条第2項の第1項に基づき、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。	届出	①各地域(四日市市市内を除く)の三重県地域防災総合事務所(地域活性化局) 環境室 http://www.eco.pref.mie.lg.jp/policy/100010/soshiki/main.htm ②四日市市内 四日市市環境部 環境係 ②059-354-8188	土壌汚染対策法(三重県生活環境の保全に関する条例)	3,000㎡以上の土地の形状を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要となります。ただし、次のいずれにも該当しない土地の形状の変更については、届出は不要となります。 ① 土壌を当該土地の形状の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること ② 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形状の変更を行うこと ③ 土地の形状の変更に係る部分の深さが50cm以上であること なお、届出された土地において、特定有害物質による汚染のおそれがあると認められるときは、土壌汚染対策法第4条第2項に基づき、当該土地の汚染の状況について調査命令がかかります。 また、一定規模(3,000㎡)ただし、現在有害物質使用特定施設が設置されている土地等(面積は900㎡)以上の土地の形状を変更しようとするときは、三重県生活環境の保全に関する条例第7条第2項の第2項に基づき、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。	届出	①各地域(四日市市市内を除く)の三重県地域防災総合事務所(地域活性化局) 環境室 http://www.eco.pref.mie.lg.jp/policy/100010/soshiki/main.htm ②四日市市内 四日市市環境部 環境係 ②059-354-8188				
									開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超える場合は、林地開発許可が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm	許可	三重県農林水産部 都市政策課 059-224-2573	
24	No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の類型	相談窓口	電話番号	No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の類型	相談窓口	電話番号